

議第32号

三島市民文化会館条例の一部を改正する条例案

三島市民文化会館条例（平成2年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 ホールの利用料金の限度額等

区分		基本利用料金					
		午前	午後	昼間	夜間	午後・ 夜間	全日
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
大ホール	平日	14,830円	24,360円	39,190円	31,780円	56,140円	70,970円
	土曜日	16,950円	28,600円	45,550円	38,140円	66,740円	83,690円
	日曜日 休日						
小ホール	平日	6,350円	10,590円	16,940円	13,770円	24,360円	30,710円
	土曜日	7,410円	12,710円	20,120円	16,950円	29,660円	37,070円
	日曜日 休日						

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 2 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日で、休日を除いた日をいう。
- 3 利用者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に、次に掲げる入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に従い、それぞれ当該区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 1,000円以下のとき 100分の150（商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合にあっては、100分の200）
 - (2) 1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200
 - (3) 3,000円を超えるとき 100分の250
- 4 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときの利用料金の限度額は、基本利用料金の額

に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

- 5 準備若しくは片付け又は練習のために利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 冷暖房設備を利用する場合の利用料金の額は、当該利用時間区分の利用料金の額に冷暖房設備利用料金の額(当該利用時間区分の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、準備若しくは片付け又は練習のために利用する場合は、当該利用時間区分の基本利用料金の額に100分の50を乗じて得た額)を加えた額とする。
- 7 利用の承認を受けた利用時間区分を超えて利用する場合の利用料金の額は、30分につき当該利用時間区分(全日の利用又は昼間の利用の場合における午前9時前の利用にあつては午前、午後・夜間の利用の場合における午後1時前の利用又は昼間の利用の場合における午後4時30分後の利用にあつては午後、全日の利用又は午後・夜間の利用の場合における午後9時30分後の利用にあつては夜間)の利用料金の額(冷暖房設備を利用する場合にあつては、当該冷暖房設備利用料金の額を加えた額)の100分の15に相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は、15分以上をもって30分とみなす。
- 8 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 会議室等の利用料金の限度額等

区分		基本利用料金					
		午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
会議室	大会議室(展示室兼用)	3,170円	4,230円	7,400円	5,290円	9,520円	12,690円
	第1会議室(展示室兼用)	1,580円	2,110円	3,690円	2,640円	4,750円	6,330円

	第2会議室(展示室兼用)	1,580円	2,110円	3,690円	2,640円	4,750円	6,330円
	第3会議室	1,050円	1,580円	2,630円	2,110円	3,690円	4,740円
	和室	2,110円	2,640円	4,750円	3,170円	5,810円	7,920円
	特別会議室	3,170円	4,230円	7,400円	5,290円	9,520円	12,690円
練習室	第1練習室	2,640円	3,170円	5,810円	3,700円	6,870円	9,510円
	第2練習室	2,110円	2,640円	4,750円	3,170円	5,810円	7,920円
大ホール楽屋	第1楽屋	740円	740円	1,480円	740円	1,480円	2,220円
	第2楽屋	520円	520円	1,040円	520円	1,040円	1,560円
	第3楽屋	1,050円	1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	3,150円
	第4楽屋	1,050円	1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	3,150円
	第5楽屋	520円	520円	1,040円	520円	1,040円	1,560円
小ホール楽屋	第1楽屋	740円	740円	1,480円	740円	1,480円	2,220円
	第2楽屋	520円	520円	1,040円	520円	1,040円	1,560円
	第3楽屋	1,050円	1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	3,150円
	リハーサル室(ホール併用)	1,580円	2,110円	3,690円	2,640円	4,750円	6,330円
	リハーサル室(ホール併用以外)	2,640円	3,170円	5,810円	3,700円	6,870円	9,510円

備考

- 1 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 大会議室、第1会議室及び第2会議室を展示室として利用する場合(利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合を除く。)の利用料金の限度額は、基本利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。
- 3 利用の承認を受けた時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、ホールの利用の例による。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 附属設備等の利用料金の限度額等

区分		単位	金額			摘要	
			大ホール	小ホール	その他		
舞台設備	所作台	一式	10,590円	5,290円		化粧 ^{かまち} 框を含む。 化粧框を含む。 天井反射板の照明を含む。	
	花道所作台	一式	1,050円				
	音響反射板	一式	8,470円	4,230円			
	ひな壇用けこみ	一式	200円	200円			
	平台	1台	150円	150円			
	金びょうぶ	1双	1,580円	1,580円			
	鳥の子びょうぶ	1双	1,260円	1,260円			
	松羽目	一式		1,050円			
	鳥屋囲	一式	1,050円				
	めくり台	1台	100円	100円			
	地 ^{がすり} 拵	一式	1,050円	520円			
	バレエ用シート	一式	1,050円	520円			
	緋毛せん ^ひ	1枚	200円	200円			
	上敷	1枚	200円	200円			
	長座布団	1枚	200円	200円			
	紗幕 ^{しや}	1張	1,050円	520円			
	浅黄幕	1対	1,050円				
	紅白幕	1対	1,050円				
	松羽目・竹羽目	一式	2,110円				
	演台	一式	1,050円	520円			花台を含む。
	司会者台	1台	520円	520円			
	長机	1台	100円	100円			
	いす	1脚	50円	50円			
箱足等足類	1脚	50円	50円				
指揮者台	1台	300円	300円				

	指揮者用譜面台	1台	200円	200円		譜面灯を含む。 譜面灯を含む。 ドライアイスを除く。 薬品を除く。
	譜面台	1台	100円	100円		
	コントラバス奏者 用いす	1脚	100円	100円		
	ドライアイスマシン	1台	520円	520円		
	スモークマシン	1台	520円	520円		
	雪かご	1台	200円			
照明 設備	フットライト	1列	620円	420円		
	花道フットライト	1列	300円			
	ローアーホリゾン トライト	1列	1,050円	620円		
	トーメンタルスポ ットライト	1台	200円	200円		
	ボーダーライト	1列	840円	520円		
	サスペンションラ イト	1台	200円	200円		
	アッパーホリゾン トライト	1列	2,110円	840円		
	コンダクタースポ ットライト	1台	200円			
	フロントサイドス ポットライト	1台	200円	200円		
	センターフォロー スポットライト	1台	2,110円	1,050円		
	スポットライトA	1台	200円	200円		
	スポットライトB	1台	200円	200円		
	スポットライトC	1台	100円	100円		
	スポットライトD	1台	100円	100円		
	スポットライトE	1台	200円	200円		
	スポットライトF	1台	100円	100円		
	スポットライトG	1列	520円	520円		

シーリングスポット ライト	1台	300円	200円	
フットスポットラ イト	1台	100円	100円	
エリプソイダルス ポットライトA	1台	420円	420円	
エリプソイダルス ポットライトB	1台	300円	300円	
ストリップライト A	1列	300円	300円	
ストリップライト B	1列	200円	200円	
プロジェクター ポットライト	1台	200円	200円	
リニアエフェクト エフェクトマシン	1台	1,050円	1,050円	
芯なしダブルマシ ン	1台	840円	840円	
リップルマシン	1台	520円	520円	
スライドキャリア 先玉	1台	840円	840円	
ミラーボール	1個	100円	100円	
ストロボスコープ	1台	840円	840円	
オーロラマシン	1式	840円	840円	
ファイアエフェク ト	1台	840円	840円	
種板	1枚	100円	100円	
星球	一式	840円	840円	
スピナー	1台	840円	840円	
ブラックライト	1台	200円	200円	
レーザースポット スタンド	1台	300円	300円	
ライトタワー	1台	50円	50円	
展示用スポットラ イト	1個	300円		50円

Aセット	一式	21,180円	11,650円		<p>ボーダーライト(2列以内)</p> <p>スポットライト(大ホール40台以内、小ホール20台以内)</p> <p>アッパーホリゾントライト(1列)</p> <p>ロアーホリゾントライト(1列)</p> <p>シーリングスポットライト(大ホール20台以内、小ホール18台以内)</p> <p>フロントサイドスポットライト(大ホール20台以内、小ホール12台以内)</p>
Bセット	一式	12,710円	9,530円		<p>ボーダーライト(2列以内)</p> <p>スポットライト(20台以内)</p> <p>アッパーホリゾントライト(1列)</p> <p>ロアーホリゾントライト(1列)</p> <p>シーリングスポットライト(10台以内)</p> <p>フロントサイドスポットライト(10台以内)</p>
Cセット	一式	4,230円	2,110円		<p>ボーダーライト(1列)</p> <p>スポットライト(大ホール10台以内、小</p>

						ホール6台以内) フロントサイドスポットライト(大ホール10台以内、小ホール6台以内)
音響設備	音響調整卓	一式	3,170円	2,110円		
	舞台そで操作架	一式	1,580円	1,050円		
	オープンテープレコーダー	1台	1,050円	1,050円		
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,050円	1,050円		
	レコードプレーヤー	1台	1,050円	1,050円		
	ワイヤレスマイクA	1本	840円	840円		電池を除く。
	ワイヤレスマイクB	1本	1,050円	1,050円		電池を除く。
	移動型フォールドバックスピーカー	1台	840円	840円		
	ステージスピーカー	1台	1,580円	1,580円		
	エレベーターマイク装置	一式	520円			マイクを除く。
	3点づりマイク装置	一式	1,050円	1,050円		マイクを除く。
	ステレオマイク	1本	1,580円	1,580円		
	コンデンサ型マイクA	1本	1,050円	1,050円		
	コンデンサ型マイクB	1本	840円	840円		
	ダイナミック型マイクA	1本	840円	840円		
ダイナミック型マイクB	1本	740円	740円			

	ダイナミック型マイクC	1本	620円	620円		
	リボン型マイク	1本	840円	840円		
	マイクスタンド	1台	50円	50円		
	アンプ内蔵スピーカー	1台	520円	520円		
	インカム装置	一式	1,050円	1,050円		
	ワイヤレスアンプ	一式	1,050円	1,050円	1,050円	電池を除く。
	ビデオデッキ	一式			1,050円	テレビジョンを含む。
	ステレオ再生装置	一式			520円	
映写設備	スクリーン	一式		520円		
	35ミリ映写機	一式	8,470円			映写機2台で一式とする。
	16ミリ映写機	一式	2,110円	2,110円		
	スライド映写機	一式	300円	300円	300円	
楽器	外国製フルコンサート・グランドピアノ	1台	10,590円	10,590円		調律料を除く。
	日本製フルコンサート・グランドピアノ	1台	5,290円	5,290円		調律料を除く。
	日本製グランドピアノ	1台			1,050円	調律料を除く。
	大太鼓	一式	520円	520円	520円	
	平太鼓	一式	300円	300円	300円	
その他	オーバーヘッドプロジェクター	1台	520円	520円	520円	スクリーンを含む。
	テレビジョン中継料	一式	10,590円	10,590円		
	ラジオ中継料	一式	3,170円	3,170円		
	シャワー室	1回	2,110円	2,110円	2,110円	
	持込器具に係る電	1台	100円	100円	100円	消費電力が1

源使用料	1台	200円	200円	200円	キロワット以下のもの 消費電力が1 キロワットを 超え2キロワ ット以下のも の
	1台	420円	420円	420円	消費電力が2 キロワットを 超え3キロワ ット以下のも の
	1台	1,050円	1,050円	1,050円	消費電力が3 キロワットを 超えるもの

備考

- 1 この表に掲げるもの以外の附属設備又は備品の利用料金の限度額は、類似する附属設備又は備品の利用料金の限度額に準じて算定した額とする。
- 2 利用料金は、午前、午後及び夜間の区分ごとにそれぞれ徴収する。この場合において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 3 シャワーの利用については、上記2の区分中における利用をもって1回とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市民文化会館の利用に係る料金の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士